

次期可燃ごみ処理検討支援事業委託業務

業務仕様書

令和8年4月

中・北空知廃棄物処理広域連合

1. 本業務の概要

(1) 趣旨

中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）が設置及び運営管理する中・北空知エネクリーン（以下「本施設」という。）は、2013（平成25）年の供用開始から13年を数え、2027（令和9）年度末には現行の施設運営管理業務に係る委託契約期間の満了を迎える予定である。

本施設は稼働開始以来、中・北空知の14市町地域（以下「当地域」という。）の一般廃棄物の可燃ごみ（以下単に「可燃ごみ」という。）を受け入れ、大過なくこれら可燃ごみの適正処理の推進ひいては当地域の環境保全に大きく寄与してきたところであるが、さらに現行契約期間満了後も引き続き本施設の稼働を継続していくためには、この際本施設全体にわたる各設備機器等の大規模な更新を含めた基幹的設備改良（以下「基幹改良」という。）が必要となり、これには当地域にとって決して小さくない財政負担を伴うものとされている。さらには、このことと併せて、いわゆるプラ新法に基づくプラスチックリサイクルへの取組が市町村に求められる中で、各市町の環境や資源循環政策への考え方なども踏まえながら、多面的・複合的に検討を進め当地域にとっての最適解を探っていく必要がある。

また、わが国では昨今、過疎化が急速に進行する多くの市町村について「限界集落」や「消滅可能性自治体」といったかなり刺激的な表現が用いられ、その決して明るくない将来見通しが語られている。これは当地域も例外ではなく、これから本格的に人口減少・流出、高齢化がいつそう進行し、地域基盤の脆弱化が加速することは避けられないと考えられている。これからの当地域の可燃ごみの処理の将来展望ひいては本施設の継続稼働の是非を論ずる上で、単に基幹改良に係る財政負担の評価に留まらず、当地域をめぐる趨勢を稼働開始当初から現在まで、さらには基幹改良によって延命化する場合の本施設の追加稼働年限を見据えた今後15年程度先までの中長期的視点から俯瞰し、基幹改良によって延命化した本施設がこれから先も従前と同等に本施設の持続性を維持できるか否かといった点についても議論をしていく必要がある。

本委託業務は、そうした問題意識のもとに令和7年度に実施した一般廃棄物処理（焼却）施設整備基本構想策定業務（以下「令和7年度基礎調査」という。）の結果をもとに、基幹改良による本施設の継続稼働及び基幹改良に置き換わり得る他の処理方策を比較検討し、当地域における次の可燃ごみの処理の具体的な方策を、広域連合が関係市町等とともに決定付けていくプロセスを遂行していく中で、廃棄物処理に関して幅広く専門的知見を有する者から、当該決定プロセスが円滑に進められるよう側方からの支援を受け、本プロセスが円滑に完遂させることを目的とするものである。

(2) 委託事案件名

次期可燃ごみ処理検討支援事業委託業務

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月23日（火）まで

(4) 委託料の上限額

6,600,000円（税込）

2. 業務の内容

(1) 処理方式の検討作業への支援

本業務の趣旨を踏まえた上で、令和7年度基礎調査の結果を元に、次の事項を軸として、広域連合が進める次期可燃ごみ処理方式決定に向けての関係市町等との検討作業に係る論点の洗い出し、情報の整理及びそれらの更なる詳細検討並びに決定に至るまでのプロセス等に関する助言や作業支援等を行う。

ア 基幹改良（現行施設の継続稼働）方策に係る課題等の検討作業に係る助言

- ・令和7年度基礎調査の結果及び最新情報を交えての基幹改良工事案の内容、事業費及び改良後の運転管理費等に係る情報の再整理
- ・現行炉の継続稼働に係る諸課題の再整理及び検討

イ その他の処理方策案に係る課題等の検討作業に係る助言

- ・令和7年度基礎調査の結果をベースとした基幹改良以外の処理方策案に係る実現可能性及び事業の枠組等に係る情報の再整理及び検討

ウ ア及びイの検討作業を経ての採用方策決定に係る助言

- ・ア及びイの検討作業結果の整理
- ・地域として採用したいとする処理方策の決定に係る比較検討

エ ア～ウの検討作業及びその後のプロセス等に関する助言等

- ・検討作業及び検討作業以降のプロセス、スケジュール等の構築
- ・行政側の視点に留まらず、住民や議会等の意向を汲み取るべきタイミングや手法等の検討

- (2) 資料の作成補助及び連合作成資料の添削並びにデータ収集及び提供等による支援
円滑な会議運営や情報共有等に必要な資料やデータを準備するため広域連合に対して次の支援を行う。
ア 広域連合が作成した会議資料及び構成市町等への情報提供資料に対する助言及び修正加筆等
イ 広域連合自らでは作成が難しい専門的な知見を要する資料等の作成
ウ 広域連合自らでは収集が難しいデータや情報等の収集
- (3) 会議運営に対する支援
関係会議には可能な範囲で参加（オンライン参加を含む。）し、専門的知見を有するアドバイザーとしての立場から助言や回答等を行う。（特に首長や議会主体の会議についてはそれぞれ1～2回程度の参加を必須とする。）
※会議スケジュール（案）は別紙1のとおり。なお、会議に参加できない場合でも会議の様子は動画（音声）で記録し、会議録要旨とともに当該データを提供する。
- (4) 関係機関等との協議等に係る支援
一般廃棄物の監督官庁である北海道などの関係機関や関係事業者等との連携や協議が必要となる場合など、広域連合からの要請に応じて可能な範囲で帯同支援する。
- (5) その他の独自支援
委託料の総額が、1.(4)で示した委託料の上限額を超えない範囲であれば、本業務の趣旨に鑑みて独自の提案を追加することができるものとする。

3. 企画提案書の作成等

- (1) 企画提案書の作成
ア コンペ参加者は、「1. 本業務の概要」、「2. 業務の内容」をそれぞれ理解した上で、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。
（ア） 企画実施のコンセプト・全体イメージ
（イ） 具体的実施方法（業務内容毎に作成）
（ウ） 実施スケジュール
（エ） 業務の管理体制
※ これらのほかに今回の業務に資するこれまでの受託実績等の資料を任意で付することができる。差し込む位置は問わない。
イ 企画提案書は、原則A4判で作成すること。
ウ 企画提案書にデータや情報（図表等を含む）、文言等を引用し掲載する場合は、その出典等を明らかにすること。
エ 企画提案の内容はもらさず企画提案書に記載することとし、質問への回答として追加されることとなった提案等を除き、企画提案書提出した後に口頭で追加提案等はしないこと。
オ 企画提案書にはページ番号を付すこと。
- (2) 積算内訳書の作成
ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1.(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。
イ 積算内訳書は任意の様式によるものとするが、企画提案書とは分けて作成すること。
- (3) 企画提案書等の提出
ア 提出部数は、それぞれ次のとおりとする。
（ア） 企画提案書 7部
（イ） 積算内訳書 2部
イ 一度提出した企画提案書等は一切の差替えをすることができないものとする。

4. 契約に関する条件

- (1) 再委託等の制限
受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託してはならないものとする。なお、本業務の一部（ただし、主要部分でない一部に限る。）を第三者に委託する必要がある場合には、事前に広域連合と協議しなければならない。
- (2) 権利の帰属
本業務の実施により作成された成果物等に係る一切の権利は広域連合に帰属するものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱うこととし、広域連合に断りなく本業務の履行の目的以外に利用し及び第三者に開示並びに漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

別紙1 スケジュール案概要

本検討作業の想定スケジュールは次のとおりとするが、実際には検討の進捗等により変更、調整しながら進めていくことになるため、あくまで大まかな目安である。

	2026年度																																			
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
全体の流れ	○カナデビアからの概算見積提出																																			
14市町担当課長等				○第1回会議 ・顔合わせ、趣旨等説明			○第2回会議 ・基幹改良に関する情報共有			○第3回会議 ・その他案概要等説明			○第4回会議（定例会前） ・各案相対評価						○第5回会議（定例会前） ・方向性の絞り込み																	
4市副市長（幹事会）							○第1回会議 ・基幹改良に関する情報共有			○第2回会議 ・選択肢に関する整理状況報告						○第3回会議 ・方向性の確認																				
14市町首長（連合会議）							○会議 ・基幹改良に関する情報共有			○会議（2定議会前） ・選択肢に関する整理状況報告						○会議（1定議会前） ・方向性の決定（確認）																				
広域連合議会							○第1回協議会 ・現況説明			○第2回協議会 （2定議会本会議前） ・検討状況説明						○第3回協議会 （1定議会本会議前） ・方向性の説明																				
コンサル支援				○事業者選定 コンペ			○資料 作成支			○会議支援（連合 会議及び連合議会						○会議支援（連合 会議及び連合議会																				